

福島ロボットテストフィールドを活用したタフ・サイバーフィジカル AI の研究及び
福島イノベーション・コースト構想の推進に関する連携協定

国立大学法人東北大学タフ・サイバーフィジカル AI 研究センター(以下「甲」という。)
及び公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構ロボット部門(以下「乙」
という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が緊密に連携し、福島ロボットテストフィールド(以下「RTF」
という。)の活用により、タフ・サイバーフィジカル AI の研究及び福島イノベーション・
コースト構想の推進を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携
し協力する。

- (1) 東日本大震災からの復興と、産業振興に関すること
 - (2) タフ・サイバーフィジカル AI の研究における RTF の活用に関すること
 - (3) 大学関係者と RTF 利用者などロボット関連企業等の交流に関すること
 - (4) RTF での人材育成に関すること
 - (5) RTF の国内外への情報発信に関すること
 - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項各号に定める事項を社会経済情勢の変化等に対応し迅速かつ効果的に推進
するため、甲と乙は、必要の都度、協議を行うものとする。具体的な実施事項につい
ては、甲と乙が合意の上、決定する。

(協定の見直し)

第3条 甲と乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときには、その都度協
議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条に定める業務に関し相手方から提供を受けた資料等(こ
れらの複製物これらを基に作成した制作物等を含む)に示された情報(以下「秘密
情報」という。)を、相手方の事前の承諾なく、秘密情報を本目的以外に使用し、又
は第3者に開示、漏洩してはならない。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日の翌日から1年間とする。ただし、本協
定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申し出を
行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は延長されるものとする。
その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に
応じてその都度、甲乙双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自そ
の1通を保有するものとする。

令和元年 7月30日

甲 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6-01

国立大学法人東北大学 タフ・サイバーフィジカル AI 研究センター
センター長

田 新 諭

乙 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番地

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 ロボット部門
福島ロボットテストフィールド所長

鈴木 真二